

## 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業） に係る指定リース事業者の公募について（公募要領）

平成30年2月8日  
環境省大臣官房環境経済課

※ 本公募は、平成30年度当初予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

環境省では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）に係る指定リース事業者の公募を行います。

エコリース促進事業は、中小企業等がリースにより低炭素機器を導入する場合に、リース事業者に助成を行うことで中小企業等が負担するリース料の低減を行うものです。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、指定リース事業者として採択されたリース事業者が間接補助金の交付を受ける場合には、補助事業者が別途定める間接補助金の交付規程に従って手続等を行っていただくこととなります。

## 公募要領目次

- I. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）に係る指定リース事業者の公募について
  - 1. 補助金の目的
  - 2. 指定リース事業者の採択
  - 3. 採択における評価基準
  - 4. 応募の方法
  
- II. 留意事項について

## I. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）に係る指定リース事業者の公募について

※ 本公募は、平成30年度当初予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

### 1. 補助金の目的

この補助金は、環境大臣が認めたリース事業者（以下「指定リース事業者」という。）が行うエネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための低炭素機器の導入事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部を補助する事業に補助金を交付することにより、リース料の低減を通じて低炭素機器の普及を促進し、もって地球環境保全に資することを目的としています。

### 2. 指定リース事業者の採択

- (1) 一般公募を行い、リース事業を営む事業者であって、暴力団排除に関する誓約事項（別添1）に誓約することができる者から採択します。
- (2) 応募者より提出された応募書類について、書面審査及び審査委員会による審査を行います。具体的には、3（1）の形式的基準に適合する応募書類について、3（2）の評価基準（詳細は別添2参照）に基づき厳正に審査を行い、60点以上を取得した者を指定リース事業者として採択します。

### 3. 採択における評価基準

指定リース事業者の採択における評価基準は、以下のとおりとし、総合的に評価するものとします。

#### (1) 形式的基準

- 必要な内容が記載されているか。
- 必要書類が添付されているか。

#### (2) 評価基準（詳細は別添2参照）

##### ① 経営安定性

- ・安定した経営を行っているか。
- ・安定した財務基盤を有しているか。
- ・リース事業を継続的に実施しているか。

##### ② 低炭素機器リースの取組の積極性

- ・低炭素機器リースを積極的に実施しているか。
- ・前年度の応募の際に推進計画書を提出している場合、当該推進計画を実施しているか。

##### ③ 環境経営の取組の積極性

- ・環境専門部署を設置し、そのことを公表しているか。
- ・環境方針を策定・公表しているか。
- ・環境マネジメントシステム（ISO140001、エコアクション21等）の認証を

取得しているか。

- ・環境報告書を作成しているか。
- ・リースアップ後の適正処理を実施しているか。
- ・持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）に署名しているか。
- ・エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律38号）に基づく低炭素設備リース信用保険に加入しているか。※  
※低炭素設備リース信用保険の加入要件については、一般社団法人低炭素投資促進機構（<http://www.teitanso.or.jp/index.html>）まで問い合わせてください。

#### ④コンプライアンス等

- ・与信管理・債権回収管理体制が整っているか。
- ・コンプライアンスに係る専門部署を設置しているか。
- ・法令違反はないか。

## 4. 応募の方法

### (1) 応募方法

指定リース事業者に係る応募に必要な書類及び応募様式ファイルを、公募期間内に持参又は郵送により環境省に提出してください。提出物は、宛名面に「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）指定リース事業者応募書類」と赤字で明記してください。

また、様式1～3については、電子メール（送り先：[ECOLEASE@env.go.jp](mailto:ECOLEASE@env.go.jp)）での送信も併せて行い、送付の際のメールの件名は「申請事業者名/申請書」としてください。

### (2) 公募期間

平成30年2月8日（木）から平成30年3月2日（金）17時まで（必着）

### (3) 応募に必要な書類及び提出部数

#### 【平成30年度より新たに応募するリース事業者の場合（各1部）】

- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）に係る指定リース事業者の公募に係る申請書類等の提出について（様式1-1）
- ・平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）指定リース事業者 応募申請書（様式2-1）
- ・平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）利用に係る推進計画書（様式3-1）
- ・会社概要（会社案内パンフレット、社内組織図など）
- ・定款（又はそれに準ずるもの）及び現在事項全部証明書
- ・直近3年度分の貸借対照表及び損益計算書等の事業報告書
- ・標準的なリース契約書の雛形※
- ・借受証、検収調書又はこれに類する書類の雛形

- ・補助金相当額がリース料の低減に反映されている旨の特約又は覚書等の雛形
- ※リース契約の条件及び条項が記載されているリース契約書の雛形を提出してください。また、リース契約書に機器の使用開始日が記載されている種類の契約書（通称：小口リース）を本事業で利用する予定がある際は、合わせて提出してください。

【平成29年度に指定を受けたリース事業者の場合（各1部）】

- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）に係る指定リース事業者の公募に係る申請書類等の提出について（様式1-2）
- ・平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）指定リース事業者 応募申請書（様式2-2）
- ・平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業） 低炭素機器のリース導入に係る推進計画書（様式3-2）
- ・平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業） 低炭素機器のリース導入に係る推進計画実施状況報告書（様式4-2）及びエビデンス資料

(注) 平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(エコリース促進事業) 低炭素機器のリース導入に係る推進計画書(様式3-2)は、平成28・29年度の年度あたり平均利用件数が2件未満のリース事業者が提出することにより、評価に際し加点要素となるものです。(平成28・29年度の年度あたり平均利用件数が2件以上のリース事業者においては提出の必要はありません。)

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(エコリース促進事業) 低炭素機器のリース導入に係る推進計画実施状況報告書(様式4-2)及びエビデンス資料は、昨年の公募時に推進計画書を提出した先について提出が必要となります。推進計画書の実施状況により、評価に際し加減点要素となるものです。

なお、この推進計画書に記載いただいた取組については、後日、必要に応じフォローアップを行いますので、実績等に係る文書を保存する等の措置をお願いします。フォローアップの際、適切な文書をご提出いただけない場合、後年度の評価等の際に不利な扱いを受けることがありますのでご承知おきください。

- ・直近3年度分の貸借対照表及び損益計算書等の事業報告書※
- ※前年度の応募の際に提出した資料から変更がないものについては提出不要です。(申請書類表紙に適宜その旨を記載してください。)
- ※会社概要(会社案内パンフレット、社内組織図など)、定款及び現在事項全部証明書、その他リース契約書・特約又は覚書・借受証等の雛形については、前年度の応募の際に提出したものから変更がある場合のみ提出してください。

(4) 提出先

環境省大臣官房環境経済課

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）担当

(5) 提出方法

持参又は郵送してください。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります（公募期間内必着のこと）。

(6) 応募に関する質問の受付及び回答

○ 受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館25階

環境省大臣官房環境経済課

FAX：03-3580-9568

E-Mail：ECOLEASE@env.go.jp

○ 受付方法

電子メール又はFAX（A4、様式自由）にて受け付けます（電話、来訪等による問合せには対応いたしかねますので、ご了承ください）。電子メール又はFAXの件名は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）に関する質問」としてください。

○ 受付期間

平成30年2月23日（金）17時まで

○ 回答

平成30年2月27日（火）17時までに、質問のあった事業者に対して電子メール又はFAXにより行います。

(7) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後のスケジュールの概略は以下のとおりです。

書面審査を通過した者を評価するため、審査委員会を開催します。

公募締切 平成30年3月2日（金）17時



応募書類の審査



審査委員会



指定リース事業者の事業者の採択（選定結果については、申請者に書面にて通知する（3月下旬から4月上旬を予定）。）

(8) 提出に当たっての注意事項

- 提出に当たっては、本公募要領にて様式を定めているものは必ずその様式を使用してください。提出書類の用紙の大きさはA4版とし、可能な限り両面印刷をしてください。

- 提出書類は、クリップで止めクリアファイル等に入れてください。また必要に応じてファイリング等をしてください。
- 提出書類について、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。また、必要に応じて追加説明資料の提出を依頼することがあります。
- 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできません。
- 虚偽の記載をした申請書等は、無効とします。
- 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

## II. 留意事項について

### (1) 基本的事項

補助金については、平成30年度当初予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

### (2) 応募書類等の取扱い

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。また、応募者に無断で、応募書類を審査以外の目的に使用することはありません（ただし、応募書類等に記載された情報について、エコリース促進事業の実施に必要な限りにおいて、補助事業者、環境省又は補助事業者の委託を受けた者に提供されることがあります）。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

### (3) エネルギー対策特別会計により実施した事業の検証・評価の実施

環境省では、エネルギー対策特別会計により実施した事業の二酸化炭素削減効果の検証・評価等を実施しており、その実施に当たって必要となる資料等の提供を指定リース事業者に求めたり、エコリース促進事業を活用した低炭素機器利用者に対して現地調査やヒアリングを行ったりする場合があります。

### (4) 報告及び立入検査

補助金適正化法第23条第1項において、環境大臣は、間接補助事業者たる指定リース事業者に対して、必要がある場合には報告をさせ、又は立入検査を行うことができることとされています。これらの報告・立入検査については、本年度の補助金交付案件に加え、過年度分の補助金交付案件分についても行うことがあります。これらの報告・立入検査の際、適正に実績等に係る文書を提出し、又は検査に対応できるよう、

文書の管理その他の必要な措置を講じておく必要があります。

(5) その他

上記のほか、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めますので、参照してください。



## 暴力団排除に関する誓約事項

当社は、下記事項について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）に係る指定リース事業者の公募に係る申請書類等の提出について（様式1-1又は1-2）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が指定リース事業者の採択の取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
  - (1) 指定を受ける者として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 以下の不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を本業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 本業務に関して締結する契約の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は本業務に関して締結する契約の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、本業務の担当官等へ報告を行います。

以上

## 評価基準

評価基準	評価基準の詳細
<p>1. 経営安定性について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20点</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した経営を行っているか。(10点)</li> <li>・安定した財務基盤を有しているか。(5点)</li> <li>・リース事業を積極的に実施しているか。(5点)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経常利益又は純利益が3期連続黒字の場合10点、2期連続の場合5点、それ以外は0点とする。</li> <li>・直近2期とも債務超過でない場合5点、直近2期のうち1期が債務超過の場合0点、直近2期とも債務超過の場合は、指定の対象外とする。</li> <li>・3期連続でリース事業の実績がある場合5点、それ以外は0点とする。</li> </ul>
<p>2. 低炭素機器リースの取組の積極性 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">35点</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素機器リースを積極的に実施しているか。(35点)</li> <li>・推進計画を実施しているか。(−20点)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近2期の平均利用件数×5点(上限35点)、2件未満のリース事業者については推進計画書を提出した場合10点、未提出の場合−10点とする。</li> <li>・平成29年度の指定リース事業者公募時に推進計画書を提出したリース事業者を対象として、提出している推進計画の実施状況に基づき、減点を行う。2項目以上実施していれば減点なし、1項目実施で−10点、未実施は−20点とする。(平成29年度より新たに指定リース事業者となっている場合は、平成29年度のみの実績を適用する)</li> </ul>

<p><u>3. 環境経営の取組の積極性</u> 20点</p> <p>・環境経営の取組を積極的に実施しているか。(10点)</p> <p>・低炭素設備リース信用保険に加入しているか。(10点)</p>	<p>・以下の取組を1つ行うごとに2点(上限10点)とする。</p> <p>①環境専門部署を設置し、そのことを公表しているか。  ②環境方針を策定・公表しているか。  ③環境マネジメントシステム認証を取得しているか。  ④環境報告書を作成しているか。  ⑤リースアップ後の適正処理を実施しているか。  ⑥21世紀金融行動原則に署名しているか。</p> <p>・加入している場合、10点とする。</p>
<p><u>4. コンプライアンス等</u> 25点</p> <p>・与信管理・債権回収管理体制が整っているか。(5点)</p> <p>・コンプライアンスに係る専門部署を設置しているか。(10点)</p> <p>・法令違反はないか。(10点)</p>	<p>・「与信管理部門設置」「与信管理部門の営業部門からの独立性」「債権回収管理部門の設置」「債権回収管理部門の営業部門からの独立性」の4項目すべてを満たしている場合、5点とする。</p> <p>・設置している場合、10点とする。</p> <p>・5年以内に、法令等に違反し、罰金を課せられたリース事業者については、指定の対象外。過去5年間に行政処分を受けた場合については0点。これらに該当しなければ10点。</p>